

公益社団法人 日本精神神経学会 業務執行理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神神経学会（以下「この法人」という。）の定款第27条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事長及び業務執行理事たる副理事長、財務担当理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 業務執行理事の職務権限

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(財務担当理事)

第6条 財務担当理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長、副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、代議員総会の決議による。

附則

この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

別表

◎は最終決定権限○は所管を表す

理事の職務権限

決裁事項	理事長	副理事長	財務担当理事
	事業計画及び予算の案の作成に関する事	◎	○
事業報告及び決算の案の作成に関する事	◎	○	○
人事及び給与制度の立案に関する事	◎	○	○
重要な使用人以外の者の任用に関する事	◎	○	
国外出張に関する事	◎	○	○
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事	◎	○	○

契約の締結	理事長	副理事長	財務担当理事
	1件 50万円以上要決定	◎	○
1件 50万円未満要決定		◎	○

支出	理事長	副理事長	財務担当理事
	1件 50万円以上要決定		

基金・基本財産に関する事	◎	○	○
会費に関する事	◎	○	○
職員の教育・研修に関する事		○	
渉外に関する事		○	
福利厚生に関する事		○	○

外部に対する文書発簡	理事長	副理事長	財務担当理事
	とくに重要なもの	◎	
その他		◎	
一般事務連絡		◎	